

【学生の皆様へ】特別定額給付金事業への申請について

報道にある通り、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)により、特別定額給付金事業が実施されます(詳細は下記ポータルサイトご参照)。

本給付金は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者(国内在住の外国人も対象)を給付対象者、その者の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付するもので、申請は、世帯主が、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン(マイナンバーカード所持者が利用可能)により行うこととなっています。申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内です。

日本人学生のうち自宅外通学者の皆様で、住民票を保護者の方の住所から移している方、留学生の皆様は、学生本人が世帯主ですので、給付金を受給するには各自申請する必要があります。特に、対面による授業開始までの間、実家等に帰省している方は、住民票を置いている伊勢崎市・高崎市等からの申請書を受け取れるよう注意してください。日本郵便の転送サービス(インターネットでの申し込みも可能)をご利用いただくことで、居所へ転送してもらうことができます。なお、マイナンバーカード所持者は、申請書を受け取らなくてもオンラインによる申請が可能です。

また、給付金を装った詐欺等の発生も予想されますが、市区町村や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために手数料の振込みを求めることは絶対にありませんので、注意してください。

最新の情報は、総務省の特別定額給付金ポータルサイト(<https://kyufukin.soumu.go.jp/>)でご覧いただけます。留学生の皆様は、上記ポータルサイトの下の方にある「特別定額給付金に関する各種ご案内 詳しくはこちら」をクリックいただくと、下の方に様々な言語の案内がありますので、ご覧ください。